

◆業務管理体制整備に関する届出チェックリスト(各種申請・届出の際に確認してください)

届出等の種別	確認事項	必要な届出内容等									
1 共通	<input type="checkbox"/> 事業者(以下「法人」と言います。)として、業務管理体制に係る届出書(様式第 25 号)を提出していますか。 「いいえ」の場合	<input type="checkbox"/> 業務管理体制に係る届出書(様式第 25 号)を届け出していない場合は、遅滞なく、県庁地域福祉課に提出してください。									
2 新規指定等	<input type="checkbox"/> 県地域福祉課へ届け出ている場合、新規指定等により、本県の区域内で運営する指定事業所(施設)数が、次の3区分で変動しますか。 ① 指定事業所(施設)数が1~19 ② 指定事業所(施設)数が20~99 ③ 指定事業所(施設)数が100以上 「はい」の場合	<input type="checkbox"/> 区分の変動があった場合は、遅滞なく、県庁地域福祉課へ、業務管理体制に係る変更届出書様式(第 26 号)を届け出てください。									
3 変更届	<input type="checkbox"/> 次の場合に、県地域福祉課に業務管理体制に係る変更届出書(様式第 26 号)を提出していますか。 「いいえ」の場合 ①法人の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ②法令遵守責任者の変更 ③業務が法令に適合することを確保するための規定の概要(指定事業所(施設)数が20以上の場合) ④業務執行の状況の監査の方法の概要(指定事業所(施設)数が100以上の場合)	<input type="checkbox"/> 業務管理体制に係る届出書(様式第 25 号)の内容に変更があった場合には、業務管理体制に係る変更届出書(様式第 26 号)を、遅滞なく県庁地域福祉課に届け出てください。									
4 廃止届	<input type="checkbox"/> 事業所を廃止することにより、本県の区域内で運営する指定事業所(施設)数が、次の3区分で変動しますか。 ① 指定事業所(施設)数が1~19 ② 指定事業所(施設)数が20~99 ③ 指定事業所(施設)数が100以上 「はい」の場合	<input type="checkbox"/> 区分の変動があった場合は、遅滞なく業務管理体制に係る変更届出書様式(様式第 26 号)を県庁地域福祉課に届け出てください。									
	<input type="checkbox"/> 事業所を廃止するとともに、次のいずれかに当てはまりますか。 ①法人は廃止しないが、当該事業者が本県の区域内で運営する指定事業所(施設)がなくなる ②法人自体が廃止される 「はい」の場合 ③法人の廃止・開始の手続き(個人診療所が法人化される場合・法人合併した事業所を引継ぐ場合等)を行いますか。	<input type="checkbox"/> 遅滞なく、次の書類を県庁地域福祉課に届け出てください。 <table border="1" data-bbox="868 1664 1506 1816"> <thead> <tr> <th colspan="2">様式第 26 号の記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>「変更後」欄に、「広島県の区域内で運営する事業所の廃止」と記載</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>「変更後」に「法人の廃止」と記載</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="868 1912 1506 2024"> <thead> <tr> <th colspan="2">様式第 25 号の記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③</td> <td>右上余白に、廃止した法人名を記載(様式第 26 号の提出は必要ありません。)</td> </tr> </tbody> </table>	様式第 26 号の記載内容		①	「変更後」欄に、「広島県の区域内で運営する事業所の廃止」と記載	②	「変更後」に「法人の廃止」と記載	様式第 25 号の記載内容		③
様式第 26 号の記載内容											
①	「変更後」欄に、「広島県の区域内で運営する事業所の廃止」と記載										
②	「変更後」に「法人の廃止」と記載										
様式第 25 号の記載内容											
③	右上余白に、廃止した法人名を記載(様式第 26 号の提出は必要ありません。)										

□ 事業所を廃止することにより、本県の区域内で運営する指定事業所（施設）が地域密着型サービスのみとなりますか。また、それらは1の市町の区域内でのみ運営されていますか。

「はい」の場合



□ 指定事業所（施設）が所在する市町の介護保険主管課への様式第 25 号の届出が必要となります。

※すべての指定事業所（施設）を広島市内のみで運営している場合は、広島市介護保険課への届出が必要となります。